

[事案 30-121] 転換契約無効請求

・平成 31 年 1 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の手続きをした覚えはなく、また、転換後契約は募集人により無理に解約させられたことを理由に、契約転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

保険会社は、昭和 55 年 7 月の養老保険の契約締結および平成 17 年 10 月の終身保険への契約転換について、契約者は配偶者であり、配偶者が手続きを行ったとするが、養老保険は自分が契約締結し、また、契約転換の手続きをした覚えはない。さらに、転換後契約は解約するしかないと言われ、無理に解約させられた。ついては、契約転換を無効とし、満期保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

契約転換の手続について問題はない。また、担当者が無理に転換後契約を解約させたことはなく、転換後の名義変更により契約者となった申立人からの請求に基づいて解約手続を行っている。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況および転換後契約が解約された経緯等を把握するため、申立人、申立人配偶者、契約転換の説明に同席した職員および解約手続の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約転換は有効に行われたと認められ、また、担当者が無理に解約させたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。